

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松山市地域におけるまちづくり条例(平成21年条例第9号。以下「条例」という。)第11条及び第14条の規定に基づき、認定まちづくり協議会及びこれを設立しようとする団体の活動に必要な経費に対し、予算の範囲内で地域におけるまちづくり補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則(昭和44年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象とする団体(第5条第1項及び第2項において「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 認定まちづくり協議会

(2) 準備会 条例第7条の規定による市長の認定を受けてまちづくり協議会を設立しようとする団体であって、次の要件の全てを満たすもの

ア 規約を有すること。

イ 条例第7条第1号に規定する区域住民等の相当数が参加していること又はその参加が見込まれること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、条例第7条各号に規定する要件をおおむね満たしていること又はその見込みがあること。

(準備会設立の申出)

第4条 補助金の交付を受けようとする準備会は、あらかじめ、準備会設立申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 区域を示した地図

(2) 役員名簿

(3) 規約

(4) その他前条第2号に定める要件を証するため市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、相当の理由があると市長が認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(補助対象事業等)

第5条 市長は、補助対象団体のうち別表第1に定める補助対象事業を行うものに対して、補助金を交付する。

2 前項に規定するもののほか、市長は、別表第2に定める補助対象団体に対して、補助金を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、他の制度により補助金の交付その他の助成を受けている事業又は経費(別表第2に定める空き家改修補助に係る経費を除く。)は、補助金交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第6条 前条第1項の補助金の補助対象経費、補助金の額及び補助の対象期間は、別表第1のとおりとする。

2 前条第2項の補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に松山市地域におけるまちづくり補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業又は経費の内容を変更しようとするときは、あらかじめ松山市地域におけるまちづくり補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提

出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の変更)

第10条 市長は、前条の規定により変更交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

2 第8条第2項の規定は、前項の決定について準用する。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、規則第9条第2項の請求書により市長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の前金払)

第12条 市長は、補助事業者の事業の実施上必要と認めるときは、規則第9条第1項ただし書の規定により、補助金の全部又は一部を前金払することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、別表第1の補助対象事業又は別表第2の補助対象経費の支出が完了したとき(規則第6条第2号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、松山市地域におけるまちづくり補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第6号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、別表第1の補助対象事業又は別表第2の補助対象経費の支出の完了の日(補助対象事業を廃止したときは、その承認を受けた日)から1月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途等に関して調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日要綱第25号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

付 則（平成21年6月2日要綱第63号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の適用の日前に、この要綱による改正前の松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱の規定によりまちづくり協議会に対してなされた補助金の交付決定は、この要綱による改正後の松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱の相当規定によりなされた交付決定とみなす。

付 則（平成21年8月31日要綱第85号）

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日要綱第29号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この要綱による改正後の松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱の規定は、同日以後に実施する補助対象事業について適用する。

付 則（平成28年3月31日要綱第23号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日要綱第28号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月25日要綱第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月26日要綱第29号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条，第6条，第13条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	対象期間
<p>設立準備事業（準備会が認定を受けるための準備を行う事業をいう。）</p>	<p>認定を受けるための準備に要する費用で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 広報紙，チラシ等の作成費その他区域内の住民に対する情報の周知啓発のための費用</p> <p>(2) 会議に要する費用</p> <p>(3) その他市長が必要と認める費用</p>	<p>(1) 補助対象経費の実支出額又は区域内の世帯数（第7条第1項の規定による補助金の交付申請があった月の前月の1日現在の推計世帯数をいう。）に30円を乗じて得た額に8万円を加えた額のいずれか低い額（設立準備事業の実施期間が1年に満たない場合は，当該額の12分の1を当該事業の実施月数に乗じて得た額）</p> <p>(2) 前号の規定により算出した額のほか，補助対象経費に係る補助金の額を超える部分のうち地域の状況を勘案して市長が特に必要と認める額</p>	<p>準備会を設立した日の属する月から認定を受けた日の属する月まで又は24箇月のいずれか短い期間</p>
<p>初度整備事業（認定まちづくり協議会がその認定前に設立総会を開催する事業及びその認定後に必要な設備品を整備する事業をいう。）</p>	<p>(1) 認定を受ける前における会場使用料等設立総会の開催に要した費用</p> <p>(2) 認定を受けた後における事務机，椅子等設備備品の購入に要した費用</p>	<p>補助対象経費の実支出額又は20万円のいずれか低い額</p>	<p>認定の日から1年</p>
<p>特別啓発促進事業（認定まちづくり協議会が開催する事業を通じて広く地域住民に対し地</p>	<p>啓発を促進するための事業に要する費用</p>	<p>補助対象経費の実支出額の2分の1以内とし，50万円を限度とする。</p>	<p>認定の日以降の期間（過去に特別啓発促進事業に係る補助金の交付を受けた団体において</p>

域のまちづくりを推進するための啓発事業をいう。)			は、当該補助金の交付を受けた年度から起算して10年を経過するまでの期間を除く。)
--------------------------	--	--	--

備考 この表において「認定」とは、条例第7条の規定による市長の認定をいう。

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

補助の種類	補助対象団体	補助対象経費	補助金の額
事務員雇用補助	認定まちづくり協議会で、専任の事務員を雇用するもの	事務員が行う事務に対する賃金。ただし、1時間当たりの賃金は、1,029円を限度とする。	補助対象経費の実支出額以内とし、1年度につき80万3,000円（事業の実施期間が1年度に満たない場合は、当該額の12分の1を当該事業の実施月数に乗じて得た額）を限度とする。
事務所賃借料補助	認定まちづくり協議会で、公共施設の空室がないため、事務所を賃借するもの	事務所の賃借料及び共益費	補助対象経費の実支出額以内とし、1月につき3万円を限度とする。
空き家改修補助	認定まちづくり協議会で、地域の空き家活用支援モデル事業として市長が定めるものにより空き家を改修し、地域の交流施設として使用するもの	空き家の改修に係る費用	補助対象経費の実支出額の6分の1以内とし、100万円を限度とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）松山市長

名称  
所在地  
代表者氏名  
（連絡先 ー ）

準備会設立申出書

次のとおり、松山市地域におけるまちづくり補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を受ける団体として申し出ます。

項目	内 容
区 域	世帯数（区域全体） 人 口（区域全体）  地 区 世 帯 人
組織名称	
主  な 構成団体	

（添付書類）

- (1) 区域を示した地図
- (2) 役員名簿
- (3) 規約
- (4) その他必要な書類

様式第2号（第7条関係）

松山市地域におけるまちづくり補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

名称  
所在地  
代表者氏名  
（連絡先 ー ）

次のとおり、地域におけるまちづくり補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

	補助対象事業 及び補助の種類	補助額	交付申請額
補助 申 請 額	設立準備事業	円	円
	初度整備事業	円	円
	特別啓発促進事業	円	円
	事務員雇用補助	円	円
	事務所賃借料補助	円	円
	空き家改修補助	円	円
	合 計	円	円
	着手完了予定期日	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業等の効果			
その他特記事項			

- 添付書類 1 事業計画書  
2 収支予算書（様式第3号）  
3 その他市長が必要と認める書類



収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘要（積算基礎等）
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘要（積算基礎等）
合 計		

※補助対象経費に下線を入れてください。

様式第4号（第9条関係）

松山市地域におけるまちづくり補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

名称  
所在地  
代表者氏名  
（連絡先 ー ）

次のとおり、地域におけるまちづくり補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

	補助対象事業 及び補助の種類	補助額	交付決定額	変更交付申請額
補助 申請 額	設立準備事業	円	円	円
	初度整備事業	円	円	円
	特別啓発促進事業	円	円	円
	事務員雇用補助	円	円	円
	事務所賃借料補助	円	円	円
	空き家改修補助	円	円	円
	合 計	円	円	円
	変更した事業の内容			
変更後の着手完了予定期日		年 月 日 ～ 年 月 日		
事業等の効果				
その他特記事項				

- 添付書類 1 変更事業計画書  
2 変更後の収支予算書（様式第3号）

様式第5号（第13条関係）

松山市地域におけるまちづくり補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

名称  
所在地  
代表者氏名  
（連絡先 ー ）

年度において松山市指令第 号により交付を受けた補助事業について、次のとおり地域におけるまちづくり補助金交付要綱第13条第1項の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

記

補助申請額	補助対象事業及び補助の種類	交付決定額	精算額
	設立準備事業	円	円
	初度整備事業	円	円
	特別啓発促進事業	円	円
	事務員雇用補助	円	円
	事務所賃借料補助	円	円
	空き家改修補助	円	円
	合計	円	円
着手完了期日	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業等の効果			
その他特記事項			

- 添付書類 1 収支決算書（様式第6号）  
2 その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	摘要（積算基礎等）
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	摘要（積算基礎等）
合 計				

※補助対象経費に下線を入れてください。